

# 過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業

平成22年8月

労働基準局監督課(達谷窟課長) [主担当]

## 1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

基本目標Ⅲ		労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
施策大目標 分野	1	2	3	4	5	6	7	8		
	善	労働条件の確保・改	り 安全・安心な職場づく	護・社会復帰の促進	被災労働者の保	勤労者生活の充実	就業環境の整備	短時間労働者等の	安定した労使関係 等の形成	個別労働紛争

### 施策中目標

1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
---	---

### 施策小目標

1	労働者の安全確保対策の充実を図ること
2	労働者の健康確保対策の充実を図ること
3	職業性疾病の予防対策の充実を図ること
4	労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

その他、以下の事業と関連がある。

「労働条件の確保・改善事業（政策体系Ⅲ－1－1）」は、労働者の労働条件の確保・改善という点で、本事業と関係がある。（労働条件には過重労働対策も含まれる。）

## 2. 現状・問題分析

---

### (1) 事前評価実施時における現状・問題分析（平成18年度）

---

#### ①現状分析

---

過重労働については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成18年3月18日策定）に基づき、国は、安心・安全な職場づくりの観点から、その解消に向けた取組を推進している。一方で、労働者を取り巻く職場環境をみると、平成17年度における脳・心臓疾患に係る労災請求・認定件数が過去最高となっているなど、過重労働がもたらす脳・心臓疾患等の健康障害が依然として多数認められる状況にある。

#### ②問題点

---

特に中小企業においては、長時間労働を防止するための労働時間の適正な管理、医師による面接指導の実施や面接指導後の措置、健康管理体制の整備等過重労働防止に係る安全衛生管理について具体的な方策を有していないため、必要な措置を講じることができないことが考えられる。

#### ③問題分析

---

②のような問題が生じているのは、中小事業主が過重労働防止に係る安全衛生管理について、自主的に取り組むための時間的、人力的余裕が少ないことが考えられる。

#### ④事業の必要性

---

これらの問題点を解決するためには、使用者が過重労働による健康障害防止のために講ずべき措置について理解するとともに、各企業において自主的な取組を行っていく必要がある。しかし、そのための具体的な方策を有していない企業に自主的な取組を期待することは困難なことから、自主的な取組を行おうとする企業を支援していくために、安全衛生管理の専門家による助言・指導が必要である。

## (2) 事後評価実施時（現状）における現状・問題分析

### ①現状分析

平成21年度における週60時間以上働く労働者の割合は9.2%であり依然として高いこと、平成21年度における脳・心臓疾患に係る労災認定件数が293件となるなど、長時間労働や、過重労働による健康障害が依然多数発生している状況にある。

### ②問題点

中小規模事業場については、過重労働防止対策に必要な安全衛生管理等について十分なノウハウがなく、その取組が遅れがちであるという問題がみられる。

### ③問題分析

②のような問題が生じているのは、中小事業主が過重労働防止に係る安全衛生管理について、自主的に取り組むための時間的、人力的余裕が少ないことが考えられる。

### ④事業の必要性

過重労働防止対策について、自主的な取組を促進するために、中小規模事業場のうち総労働時間の長い業種・企業系列等の中から事業主集団の選定を行い、当該事業主団体に対し、安全衛生管理の専門家による助言・指導等を行うことにより、中小規模事業場における過重労働による健康障害防止のための自主的な改善対策を推進する必要がある。

#### (現状・問題分析に関連する指標)

		H17	H18	H19	H20	H21
1	脳・心臓疾患に係る 労災認定件数 (件)	330	355	392	377	293
2	週労働時間60時間以上 の労働者の割合 (%)	10.6	10.8	10.3	10.0	9.2

(調査名・資料出所、備考等)  
1 厚生労働省 記者発表「平成21年度における脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況について」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006kgm.html>)  
2 総務省 「労働力調査」(<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2009/index.htm>)

### 3. 事業の内容

---

#### (1) 実施主体

---

中央労働災害防止協会

#### (2) 概要

---

総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。

#### (3) 目標

---

中小規模事業場における過重労働による健康障害防止のための自主的な改善対策の推進を行う。

#### (4) 予算

---

会計区分：特別会計 労災勘定

平成23年度予算要求（拡充に係る分）：0百万円

過重労働解消に向けた取組の推進事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
278 百万円	279 百万円	268 百万円	193 百万円	

### 4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

---

#### (1) 必要性の評価

---

中小企業においては過重労働による健康障害防止のための取組に関する知識や人員体制等が十分ではなく、また、事業主の自主性に任せたままでは自発的な取組が期待しにくいため、行政が関与して、全国一律に実施することが必要であることから、国の労働行政の一環として取り組む必要がある。

#### (2) 有効性の評価

---

個々の企業に於いて過重労働による健康障害防止のための取組を行うことにより、労働者の就業環境の改善が図られることが期待できる。

#### (3) 効率性の評価

---

過重労働による健康障害防止に向け、企業の自主的な改善を推進させ、過重労働がもたらす脳・心臓疾患等の健康障害の減少等大きな効果が得られる。

## 5. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

---

### （1）有効性の評価

---

#### ①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

---

安全衛生管理の専門家による助言・指導

→ 企業における過重労働による健康障害防止のための自主的改善の取組

→ 労働者の就業環境の改善

#### ②有効性の評価

---

過去の事業実施年度のいずれにおいても、本事業の参加事業場の90%以上に対して過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施しており、さらに、80%以上の事業主集団で過重労働による健康障害防止対策の改善が図られていたことから、一定の効果があつたものと評価できる。他方、本事業に参加しない事業場や改善に至らなかった事業場における健康障害防止対策をどうするかが課題。

※ 実績（助言・指導実施事業場数／参加事業場数）

・平成19年度：約90%（1,399／1,555）

・平成20年度：約91%（1,291／1,418）

・平成21年度：約92%（1,177／1,280）

※ 実績（改善した事業主集団数／参加事業主集団数）

・平成19年度：約87%（55／63）

・平成20年度：約94%（58／62）

・平成21年度：約82%（50／61）

#### ③事後評価において特に留意が必要な事項

---

なし

### （2）効率性の評価

---

#### ①効率性の評価

---

事業主集団を捉えて助言指導等を行っており、より多くの事業場に対して改善を促すという点では、個別に行うよりも効率性が高いものと評価できる。他方、改善意欲の低い事業場等については、集団的に行う手法では効果的な改善を促すことは困難という課題がある。

#### ②事後評価において特に留意が必要な事項

---

なし

### （3）その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

特になし

#### (4) 政策等への反映の方向性

---

行政刷新会議の事業仕分けにおいて、中央労働災害防止協会における本事業を含めた労働者の健康づくり対策支援業務について事業の廃止という評価があったことも踏まえ、今後は、労働基準監督官による監督指導等を通じた過重労働対策を実施する中で、本事業で課題となった改善意欲の低い事業場等に対して、個別に改善を求めることとし、来年度の予算要求は行わない。

## 6. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	事業の活用により改善を実施した事業主集団数			55	58	50
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会調べ						
本事業は、事業主集団を捉えて行う事業であるため、事業内容の評価については、当該集団を対象とした指標を用いて評価した。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	事業を活用した事業場数			1,399	1,291	1,177
	達成率	—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所：中央労働災害防止協会における集計を基にした労働基準局監督課調べ						

## 7. 特記事項

---

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

---

① 有・無

---

② 具体的記載

---

(2) 各種計画等政府決定等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的記載

---

(3) 審議会の指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(4) 研究会の有無

---

① 有・無

---

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

---

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

---

① 有・無

---

② 具体的状況

---

(6) 会計検査院による指摘

---

① 有・無

---

② 具体的内容

---

(7) その他

---